

諮問実施機関：和歌山県知事

諮問日：令和2年7月9日（諮問第191号）

答申日：令和3年3月31日（答申（情）第1号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙（1）に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った部分開示決定は妥当ではなく、非開示とした部分全てを開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和2年5月22日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、審査請求人に対し、別紙（2）による部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和2年6月3日付け広第05220001号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和2年7月7日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、開示しないとした「知事の発言及び記者の質問の一部」の開示を求めるといものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によって、本件処分に関し

て主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 前後のやりとりや令和2年6月定例会の答弁から推察すると、知事は非開示に該当するような不都合な発言はしていないものと判断できる。
- (2) 非開示の根拠とされる個人利益侵害情報とは「匿名の作文や無記名の著作物のように、個人の人格と密接に関連し、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの」である。特定の個人が誰であるとも識別できない患者の情報を公にしても、権利利益を害するおそれはない。
- (3) 条例第7条第2号イは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報は、個人の権利利益よりも人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないことを規定している。
- (4) また、条例第9条には、公益上の理由による裁量的開示が認められている。
- (5) 記者会見とは、公開が原則であり、当日も同時中継リアルタイムで県庁内では公開し、職員や来庁者とは情報が共有されている。また、記者会見の公開を始めるに際し、県政記者クラブとの合意に「知事記者会見議事録については、削除・編集せず」との紳士協定があったと聞く。
- (6) 非開示部分に感染源、接触歴、行動歴が含まれるなら速やかに開示すべきであり、仮に知事の発言としてふさわしくない発言があるとしても、公人としての発言であり隠すことは許されない。
- (7) 知事発言から推察すると、聞き取り権限なきが故の知事の考えを述べているとしたら、当然その発言は県民の知りたいところである。
- (8) この種の個人利益侵害情報規定による非開示処分を安易に認めれば、実施機関の恣意的な運用を許すことになり、判例では、一般人基準が採用されている。
- (9) 以上から、非開示情報には該当せず、開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書、審査請求に対する弁明書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 知事記者会見については、会見録を広報課で作成し、1週間以内を目途に県ホームページで公開するとともに、中継動画をパソコンで録画し、テロップ等の編集を行った上で、翌日中にYouTubeに公開し、県ホームページから視聴可能にしている。
これは、県民に記者会見の内容を知っていただくという趣旨で公開しているものである。

なお、知事記者会見については、会見内容を県庁内で共有するため、庁内放送システムにより和歌山県庁内でのみ視聴可能としているが、視聴可能なのはあくまでも県庁内のみであり、広く公にはしていない。

- (2) 令和2年5月19日の知事記者会見では、記者と知事との質疑応答の中に同月12日に判明した新型コロナウイルス感染症患者の発言や行動に関するやりとりがあり、その一部に県ホームページで公開すべきでない個人情報が含まれていたことから、当該部分を削除して県ホームページで公開した。
- (3) 知事記者会見は、県と和歌山県政記者クラブ、和歌山県政放送記者クラブ、和歌山地方記者クラブとの共催により開催しており、原則、議事録は削除・編集せず、県ホームページにて公開することとしている。しかし、例外的に個人情報保護や人権などの観点から、発言そのものの削除を検討する場合、県は、その都度、幹事社及び発言社と協議し、了解を得た上で削除しており、基本的にはその流れで今回も了解を得たという認識をしている。
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第16条第1項は「厚生労働大臣及び都道府県知事は、第12条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。」と、同条第2項は「前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。」と規定している。また、厚生労働省が示した「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（令和2年2月27日事務連絡 厚生労働省健康局結核感染症課）では、原則として「感染症に関する基本的な情報」「感染源との接触歴に関わる情報」「感染者の行動歴等の情報」を公表することとしている。しかし、感染症のまん延防止に資するものではない場合は、公表する必要はないとしている。
- (5) 県が感染者等から聞き取った情報は、感染症のまん延防止に資する接触歴、行動歴等の情報に当たるものを除き、公表することを予定していない情報である。
- (6) 本件処分により非開示とした情報を公開しても、通常は個人の特定にまでは至らないと考えるが、県では、感染者本人やその濃厚接触者に対して、行動履歴や病状を調査するといった積極的疫学調査を行っていることから、本件情報が公開されると、当該個人と特別の関係にある者が自己の有する情報と組み合わせることにより、個人が特定できることとなる。更に感染症患者の情報が SNS 等で発信され、誹謗中傷される事例が多発していることから、当該個人の権利利益が害されるおそれがある。
- (7) よって、通常は、知事記者会見の結果を公表していることを踏まえても、本件処分により非開示とした知事の発言及び記者の質問の一部は、特定の新型コロナ

ウイルス感染症患者の発言や行動に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

- (8) また、知事は、令和2年6月定例会の答弁で、記者会見における発言について、個人情報の保護には留意した上で、「一つひとつ結構慎重に考えている」と述べているが、実際の会見においては非開示としなければならないような発言も当然考えられ、当該答弁をもって一律に開示すると判断できるものではない。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件対象公文書について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、令和2年5月19日に開催された知事定例記者会見について、県ホームページで公開されている議事録及び動画の一部が加工されていることから、審査請求人は、本件対象公文書として、加工前の議事録及び動画の開示を求めている。

実施機関は、当該加工前の議事録及び動画について、加工した部分の一部を条例第7条第2号後段該当「特定の新型コロナウイルス感染症患者の発言や行動に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため」との理由で部分開示決定を行っている。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記

述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報については、非開示とする旨規定している。

ただし、個人を識別することができる情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、同号ただし書アにおいては法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を、同号ただし書イにおいては人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を非開示情報から除いている。

イ 条例第7条第2号前段該当性について

同号前段は、個人識別性のある情報を一般的に非開示とするものである。

情報公開制度における特定の個人の識別性の判断においては、原則として、一般人を基準とし、一般人が通常入手しうる情報との照合により特定の個人を識別することが相当程度の確実性をもって可能と認められるか否かで判断するのが妥当である。実施機関は、同号前段該当性について主張していないが、当審議会が、本件対象公文書をインカメラ審理により見聞し、この一般人基準に立ち判断したところにおいても、同号前段には該当しないと判断した。

ウ 条例第7条第2号後段該当性について

- (ア) 同号後段は、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものについて、特定の個人を識別できない個人情報であっても、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に非開示とする旨規定するものである。

実施機関は、非開示部分を開示することにより特定の個人が識別されることはないとしても、積極的疫学調査の結果、当該個人と特別の関係にある者であれば感染者が特定できることから、本件非開示部分が開示されれば、誹謗中傷等により感染者個人の権利利益を害するおそれがあるとして、非開示としている。

以下、同号後段該当性について検討する。

- (イ) 当審議会が、本件対象公文書をインカメラ審理により見聞したところ、令和2年5月12日に発生した新型コロナウイルス感染症患者に係る情報発信について知事と記者との質疑応答部分が一部非開示とされており、当該非開示とされた部分には、特定の新型コロナウイルス感染症患者の県の

調査への対応に関連する情報が記載されていた。しかし、当該非開示部分のうち具体的な対応状況に関する部分は既に開示されているところと同旨の情報にすぎず、その余は既に開示されているところの質疑を踏まえての聞き取り権限なきが故の知事の意見を述べている発言であると評価できる。

- (ウ) 積極的疫学調査の結果として、既に当該個人と特別の関係にあるとして調査の対象とされた極めて一部の者であれば当該新型コロナウイルス感染症患者を識別することは可能となるとしても、上記イで述べたところの一般人基準によれば、当該一部の者以外に当該非開示部分を開示したとしても、個人識別性がない以上、当該患者の権利利益を害するおそれはないと言える。また、たとえ、当該一部の者が当該非開示部分の開示により、当該患者の対応について知りうるようになった場合であっても、非開示部分の記載内容から判断すると、既に開示されている部分に加え、当該非開示部分が開示されたからといって直ちに当該患者の権利利益の侵害につながる具体的なおそれがあるものとはまでは言えない。加えて、実施機関が主張する SNS 等の発信による誹謗中傷等のおそれは、なお抽象的なものにとどまり、非開示部分を開示することによって、そのおそれが高まるとまでは言えない。

よって、当該非開示部分を明らかにしても、当該患者の権利利益を害するおそれがあるとまでは言えない。

(2) 小括

条例第7条第2号柱書には該当しない以上、同号ただし書について検討するまでもなく、実施機関は、非開示とした部分全てを開示すべきである。

なお、委員による反対意見がある。

3 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人は、知事記者会見については削除等することなく、ホームページ上で公表すべきである旨主張しているように思われるが、当審議会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、審査請求人の当該主張の是非については、当審議会の判断するところではない。

4 反対意見

反対意見は以下のとおりである。

積極的疫学調査により、当該個人と特別の関係にあるとして調査の対象とされた

極めて一部の者であっても本件新型コロナウイルス感染症患者の情報を承知していると考えられる状況下では、非開示とした部分について、当該一部の者には当該患者の情報であることが知られるおそれがある。本件の場合、積極的疫学調査に対し、当該患者がどのように対応したかが分かる情報であり、新型コロナウイルスに係る誹謗中傷が発生している現状では、当該情報を公にすることは、患者にとっては通常他人に知られたいくないと考えられる対応が知られることとなるおそれがあり、それによって、その対応について地域、SNS等において取り沙汰され、誹謗中傷を受けることとなり、当該患者の平穏な生活に支障が及ぶおそれがあることから、本件処分は妥当である。

知事記者会見という場での知事と記者との発言ではあるものの、知事記者会見議事録は一定の場合には削除等して公表する場合があることから、本件非開示部分は慣行として公にされている情報には当たらず、条例第7条第2号ただし書アに該当しない。また、当該患者の権利利益よりも、本件非開示部分の開示による人の生命、健康等の保護の必要性が上回るとはいえず、同号ただし書イにも該当しない。

新型コロナウイルス感染症患者の個人情報を開示する公益上の必要性は、感染症まん延防止に資する程度において認められるが、非開示とされた情報は感染症まん延防止に資する情報とは認められず、これをみだりに公開されない保護利益と比較衡量すると、相対的に低いと判断されることから、条例第9条による公益的開示をしないことにつき、実施機関の裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

したがって、非開示部分を公にすることは、当該患者の権利利益を害するおそれがあるものということができ、条例第7条第2号の規定により、当該部分を開示することはできない。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和2年7月9日	○諮問（実施機関）
令和2年8月12日	○弁明書及び反論書の写しを受理
令和2年9月11日	○審議
令和2年10月19日	○審議
令和2年11月4日	○実施機関からの意見書を受理
令和2年11月16日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和2年12月14日	○審議
令和3年1月27日	○審査請求人の口頭意見陳述（第1部会）
令和3年2月17日	○審議（第1部会）

令和3年3月26日	○審議（第1部会）
-----------	-----------

（主に調査審議を行った委員の氏名）

和歌山県情報公開審査会（令和2年12月23日まで）

石倉誠也、片山直子、高橋多美子、早坂豊司、藤田隼輝

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第1部会（令和2年12月24日から）

石倉誠也、高橋多美子、早坂豊司、藤田隼輝

別紙

(1) 本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和2年5月22日	令和2年5月19日知事定例記者会見の加工する前の動画と議事録

(2) 令和2年6月3日付け広第05220001号による部分開示決定

公文書の名称	開示しない部分	開示しない理由
知事定例記者会見録 (令和2年5月19日実施分) 知事定例記者会見動画 (令和2年5月19日実施分)	知事の発言及び記者の質問の一部	条例第7条第2号 特定の新型コロナウイルス感染症患者の発言や行動に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため